

学校いじめ防止基本方針

(1)いじめ問題への対応方針

① いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、小学生といえども自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が入れ替わったり、加害と被害という二者関係だけでなく、傍観者や観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在になり得るといったこともあることから、「どの子にも起こり得るものである」ことを十分認識すべきである。

この観点に基づいて、いじめ問題への対応は全教職員が「いじめは絶対にゆるされない行為である」という認識のもと、日頃から子どもたちを「一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在」として尊重し、子どもたちの全人格の健やかな成長を支援していくという子ども観、指導観に立った教育活動に取り組む中で、「いじめの未然防止」に努めるとともに、子どもたちの些細な変化にいち早く気付くことのできる感性を持つこと、いじめが疑われる場合には速やかにいじめ対応担当教員を中心とした組織的な対応を行う等、「早期発見、早期対応」に努めることとする。

② いじめ防止等の対策のための組織

名 称	構成メンバー	役 割／内 容
企画委員会	校長、教頭、首席、指導教諭、各学年主任、支援学級代表、各部代表	・いじめに係る研修会等の企画や運営
いじめ対策会議	校長、教頭、首席、いじめ対応担当教員、養護教諭、関係児童担任	・学校いじめ防止基本方針の策定 進捗状況の確認、見直し ・いじめ事案への対応検討 ・学校いじめアンケートの実施、集約、分析 ・教育委員会への報告、連絡、相談 ・関係機関への報告、連絡、相談
生活指導 特別活動部会	各学年生活指導担当（いじめ対応担当教員含む）	・いじめの未然防止のための取組み ・子どもの実態把握と情報交換 ・いじめに係る研修会等の企画、運営
特別支援委員会	校長、教頭、特別支援コーディネーター（通級担当、支援学級担任、養護教諭）、生活指導部長、各学年より1名	・子どもの実態把握と情報交換

③ 年間計画

	各学年	いじめ対策会議	学校全体
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口周知 ・チラシ「いじめチェックシート」配付 ・家庭訪問 ・「いじめアンケート①」の実施と面談 ・学年引継ぎ会 ・学期末個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策会議(随時) ・アンケートの集計と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・学校いじめ防止基本方針の確認、年間計画の確認等 ・市第1回いじめ対応担当教員連絡会への参加
夏季休業日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策会議 ・進捗状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内夏季研修会 ・児童理解
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート②(市学校あんしん生活アンケート)」の実施(11月)と面談 ・学期末個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策会議(随時) ・アンケートの集計と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・実態の共有 ・市第2回いじめ対応担当教員連絡会への参加
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート③」の実施と面談 ・年度末の反省(・引き継ぎシート作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ対策会議(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市第3回いじめ対応担当教員連絡会への参加 ・職員会議 ・学校いじめ防止基本方針の総括

(2)いじめの防止等の取組み

① 未然防止のための取組み

いじめがどの子にも起こり得ることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切である。このため本校では、以下のように取り組む。

- (ア)「学び合う授業づくり」をもとに、児童が主体的に学ぼうとする態度を養う。
- (イ) 道徳教育(年間計画等は別掲)を充実させる。
- (ウ) 人権教育や総合的な学習の取組みの中で、友だち関係の作り方を身につける。
- (エ) SNS等、ネットをめぐるトラブルが増えている状況から、ネットモラルの学習教室をすべての学年の児童を対象に(状況に応じて複数回)実施するとともに、学習会等を通じて保護者啓発を推進する。

② 早期発見のための取組み

いじめ問題は発見が遅れば、対応が後手に回って長期化、重篤化、深刻化するのには自明の理である。そのためにも早期発見、早期対応が非常に重要であり、有効である。

本校では、

(1)に基づいた日々の「集団づくり」や「学級会活動」を通して、いじめを未然防止することに努めるとともに、いじめが疑われる事象が生じた場合、早期に的確な関わりを持ち、積極的にいじめを認知して、長期化、重篤化、深刻化させない対策や対応を実施する。

具体的には、

(ア) 年度当初の引継ぎ会では、いじめとも考えられる些細なことでも確実に話し合う。

(イ) 家庭訪問時等にいじめと受け取れる内容の話が出たら、校長・教頭、担当教員、学年主任に「報告・連絡・相談」とともに、1年間フォローして当該児童と保護者に寄り添う。

(ウ) いじめに関するアンケートを実施し、集計と分析を通して実態を把握する。

(エ) 市が実施するハイパーQUTテスト、モニタリングシート等をスクールソーシャルワーカー参画のもと活用する。

(オ) (1) (2)に資する校内研修会を2回(1回目は職員会議の中で)行う。

(カ) 月1回の生活指導部会で「学年の様子」を報告し情報共有するために、学年会でお互いに学級の様子を交流し合う。

を6本柱にし、早期発見に努める。

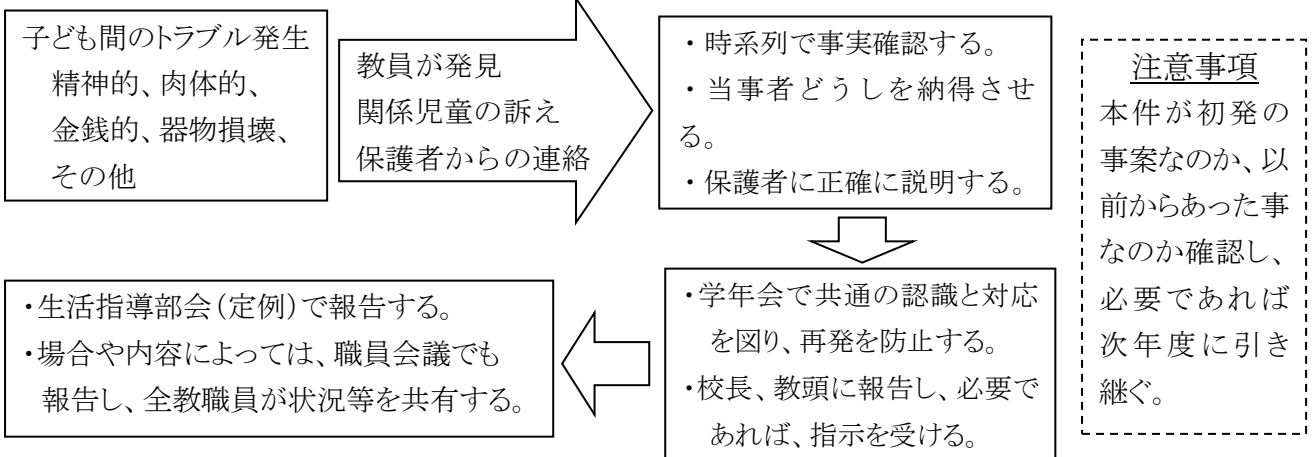
③ いじめ事案への対処の方法

- 上記の取組みの中で、「疑わしき状況」が顕在化すれば直ちに「いじめ対策会議」を立ち上げる。組織的な対応の中で事実確認ができれば、いじめがある(もしくはあった)との前提で、事案の解決を速やかに図る。そのために、市教育委員会との連携のもと、弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を積極的に活用(いじめの程度による)する。
- 被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に第一優先に取り組む。そのためには、担任だけに限らず被害児童やその保護者との関係の中で最も有効な対処法をとることとし、その間も、被害児童やその保護者との連携を密にする。
- 加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかに止めさせ、事実関係の確認とともに、加害児童の保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚した上で十分反省するように指導する。また、いじめの起きた集団に対しては、被害児童とその保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉え、二度といじめを起こさない集団となるように指導する。
- いじめに係る行為が止み、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められ、いじめが「解消している」状態と判断されても、再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの被害児童および加害児童について日常的に注意深く見守ることとする。
- 「ネット」上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためにプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- いじめが触法行為(犯罪行為)として取り扱われるべきものと判断できる場合は、所轄警察と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れ

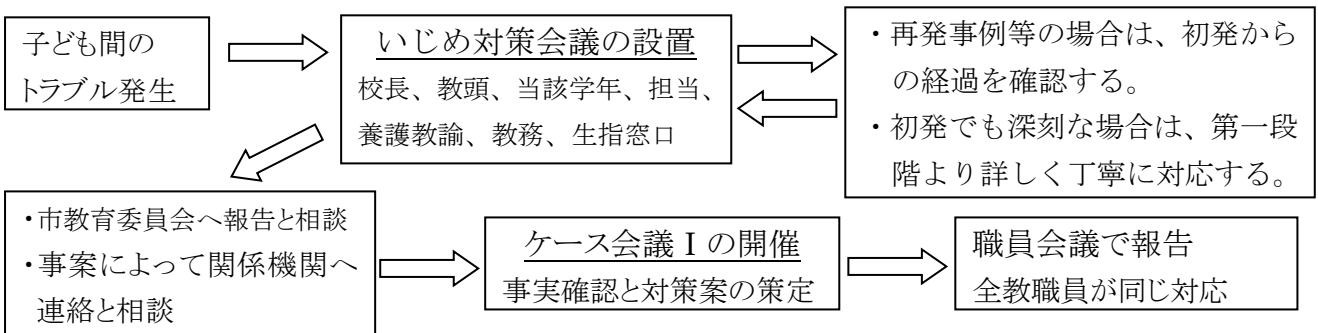
がある場合は、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

○校内「いじめ」対応フロー

第一段階 担任だけで抱え込んで解決しようとせず、必ず学年で取り組む。



第二段階 上記事案の再発や当事者のどちらかが同じ児童の場合、また、上記事案でも「被害等が深刻である」と判断した場合は、この段階の対応を行う。



第三段階 第二段階の対応で事案が「終息」の方向へ向かわなかった場合は、対策会議とケース会議Ⅰを別掲のチャートレベルⅡ～Ⅴに当てはめて解決を図る。

④ 重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童及びその保護者に適切に説明する。

※ 別掲「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」参照

(3) 方針等の見直し

いじめ対策会議においては、本方針に示されている内容が、本校の現状・実情に即して十分に機能しているか否かについて常に検証し、必要に応じて見直しを図る。

平成27年5月1日改訂
平成28年5月1日改訂
平成29年5月1日改訂
平成30年5月1日改訂

令和元年5月1日改訂
令和2年5月1日改訂
令和3年5月1日改訂
令和4年5月1日改訂

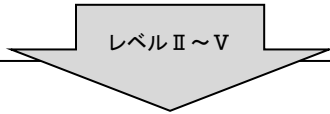
令和5年4月3日改訂
令和6年4月2日改訂
令和7年4月1日改訂
令和8年4月1日改訂

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大東市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ① 問題行動への対応の基準を明確化し、すべての教職員が適切な指導を行えるよう共通理解を図る。
 - ② 保護者や関係機関等との連携により、問題行動の繰り返しを防ぐとともに未然防止につなげる。
 - ③ 重篤な問題行動について、小・中学校で一貫した指導方針に基づいて毅然とした対応を行う。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



レベルⅠ

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- 被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校内委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

- メンバー：校長・教頭・生活指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭・教務
- 必要に応じ、校長の判断でSC・SSW等を加えることが可能
 - ☆ 役割分担（児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
 - ☆ 状況の把握…事実を時系列で整理【記録】
 - ☆ 対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ

校長・教頭に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSW との連携

レベルⅡ

校長・教頭・生活指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

校長・教頭が警察・福祉部局等と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

校長の意見具申に基づき、教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

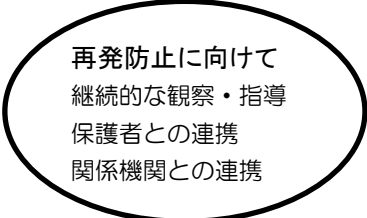
レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請



改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

レベルⅠ

ことばによるからかい、無視、不要物の所持、攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい、暴力に至らない乱暴な振る舞い等)、無断欠席・遅刻

- ※ 同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

レベルⅡ

仲間はずれ、悪口・陰口、攻撃的な言動、SNSによる軽度のトラブル(悪口・いやがらせ等)、軽度の暴言
軽度の児童間暴力、軽微な授業妨害(騒ぐ、エスケープ等)、軽微な器物破損、軽微な窃盗行為(万引き、校内での盗難)、校外での迷惑行為

- ※ 加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。
- ※ その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
- ※ 同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

レベルⅢ

暴言・誹謗中傷行為(「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等)、態様が悪質で被害が大きいもの)、SNSによる重度のトラブル(動画像の投稿等)、脅迫・強要行為(態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)、暴力(蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)、極度な授業妨害、重度な器物破損、窃盗行為、重篤な暴力行為

- ※ その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
- ※ 同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ

重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

- ※ その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合
- ※ 被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。
- ※ 同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

レベルⅤ

極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

- ※ その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合